

## 京都市犯罪被害者等生活資金給付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市犯罪被害者等支援条例第10条の規定に基づき、犯罪被害者等生活資金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいう。
- (3) 傷害 医師の診断により全治1月以上の加療を要する身体の負傷をいう。
- (4) 生活困窮者 犯罪被害を原因として生活に困窮することとなった者であって、その資力（その者及び生計を一にしている者に属する現金、預金その他これらに準じる資産の合計額をいう。以下同じ。）から、犯罪行為による傷病の療養に要する費用、葬儀費用その他の当該犯罪行為を原因として申請の日から6月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が200万円に満たない者をいう。
- (5) 犯罪被害者等生活資金 第3条に規定する生活資金及び第6条に規定する日常生活支援金

### (生活資金の給付)

第3条 市長は、次の各号に掲げる生活困窮者に生活資金を給付する。

- (1) 犯罪行為により死亡した者とその死亡時において生計を一にしていた第5条第2項の規定により生活資金の給付を受けるべき順位が第1位となる遺族であって、当該犯罪行為が行われたときに市内に住所を有する者（当該者が複数ある場合はその代表者。以下「第1順位遺族」という。）
- (2) 犯罪行為により傷害を受けた者であって、当該犯罪行為が行われたときに市内に住所を有する者
- (3) その他、市長が特に必要と認める者

### (生活資金の額)

第4条 生活資金の額は、一事件300,000円とする。

### (遺族の範囲及び順位)

第5条 生活資金の給付を受けることができる遺族は、犯罪行為により死亡した者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（京都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップを宣誓し、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けた者など犯罪被害者とパートナーシップを形成していた者を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）
  - (2) 犯罪行為により死亡した者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 生活資金の給付を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位とし、同項第2号に掲げる者のうちに

あつては、同号に掲げる順位とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(日常生活支援金の給付)

第6条 市長は、犯罪被害者等が次の各号において、家事援助、介護援助及び一時保育（以下「日常生活支援」という。）としてホームヘルプサービス及び一時預かり保育サービスを利用した場合に、その費用の一部を日常生活支援金として給付するものとする。

- (1) 犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある場合
- (2) 犯罪被害により監護する就学前及び小学校に就学中の子の保育等が困難となった場合

2 前項の規定による給付の対象とするサービスの利用時間又は利用日数の上限は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる時間又は日数とする。

- (1) ホームヘルプサービス 一事件当たり25時間
- (2) 一時預かり保育サービス 一事件につき児童一人当たり10日

3 第1項の規定による給付の額は、利用に係る実費とする。ただし、1時間又は1日当たりの給付額の上限は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) ホームヘルプサービス 1時間当たり3,000円
- (2) 一時預かり保育サービス 児童一人につき1日当たり2,500円

(日常生活支援に係る給付対象者)

第7条 日常生活支援に要する費用の給付を受けることができる犯罪被害者等は、日常生活支援に要する費用を負担する者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条第1号に規定する遺族であつて、給付の申請を行う時点において市内に住所を有する者
- (2) 第3条第2号に規定する者であつて、給付の申請を行う時点において市内に住所を有する者
- (3) 第3条第2号に規定する者の配偶者又は扶養義務者であつて、給付の申請を行う時点において市内に住所を有する者

2 一時預かり保育サービスに要する費用の給付を受けることができる犯罪被害者等は、前項各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、当該犯罪被害者の就学前及び小学校に就学中の子を監護する者とする。

(日常生活支援に係る給付の範囲)

第8条 日常生活支援に要する費用の給付を受けることができるホームヘルプサービスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 調理、洗濯、清掃、買い物等の家事
- (2) 食事、排泄、入浴等の介護
- (3) 乳幼児の保育、子どもの送迎等の世話
- (4) 通院等の介助
- (5) その他市長が必要と認める日常生活支援

2 前項各号に掲げるサービスは、日常生活支援としてホームヘルプサービスを提供する事業者が派遣するホームヘルパー等により実施されるものとする。ただし、他のホームヘルプサービスに関する制度（介護保険法における訪問介護、障害者総合支援法における居宅介護等）を利用した場合の自己負担分の費用については、給付の対象としない。

3 日常生活支援に要する費用の給付を受けることができる一時預かり保育サービスは、児童福祉法第

34条の12第1項及び児童福祉法施行規則第36条の33の規定に基づき届出を行っている保育施設及び事業所が行うサービスとする。

(犯罪被害者等生活資金を給付しないことができる場合)

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合には、犯罪被害者等生活資金を給付しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた場合において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(夫婦については、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合(京都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップを宣誓し、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けた者など、互いにパートナーシップを形成していた場合を含む。))を含み、親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下この条において同じ。)があるとき。ただし、加害者が心神喪失の状態であつたとき又は次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に婚姻を継続し難い重大な事由が生じていたときその他の親族関係が破綻していたと認められる事情があるとき又はこれと同視することが相当と認められる事情があるとき。

イ 犯罪被害者又は第1順位遺族が、犯罪行為が行われたときに18歳未満であつたとき。

ウ 加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で犯罪被害者に対して犯罪行為を行ったと認められるとき。

エ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられているとき。

オ 犯罪行為が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待(当該犯罪行為が行われたときに、加害者による児童虐待により犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。)と認められるとき。

カ 犯罪行為が、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号、第5項第1号ホ及び同項第2号(第1号ホに係る部分に限る。))に掲げる行為を除き、当該犯罪行為が行われたときに、加害者による高齢者虐待により犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。)と認められるとき。

キ 犯罪行為が、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号、第7項第5号及び第8項第5号に掲げる行為を除き、当該犯罪行為が行われたときに、加害者による障害者虐待により犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。)と認められるとき。

(2) 前号アからキまでに該当する場合において、犯罪被害者等生活資金を給付することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるとき。ただし、加害者が心神喪失の状態であつたとき又は犯罪行為を行ったときは、この限りではない。

(3) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合その他犯罪被害について犯罪被害者に責めに帰すべき行為があつた場合。

(4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者であつた場合。

(5) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等生活資金を給付することが社会通念上適切でないときと認められる場合。

(犯罪被害者等生活資金の給付の申請)

第10条 第1順位遺族が犯罪被害者等生活資金の給付を受けようとする場合は、給付の種類に応じて、犯罪被害者等生活資金(生活資金)給付申請書(第1号様式)及び犯罪被害者等生活資金(生活資金)給付に関する資力等申告書(第2号様式)又は犯罪被害者等生活資金(日常生活支援金)給付申請書(第3号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、書類の添付が困難であると市長が認めるときは、書類の添付を省略することができる。

なお、当該給付を受けようとする者は、原則、事前(日常生活支援においては、当該サービスを受ける前)に京都市犯罪被害者総合相談窓口にご相談するものとする。

- (1) 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他犯罪行為により死亡した者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
  - (2) 犯罪被害者等生活資金の給付を受けようとする第1順位遺族の住民票の写し
  - (3) 犯罪被害者等生活資金の給付を受けようとする第1順位遺族と犯罪行為により死亡した者との続柄に関する戸籍の謄本その他証明書
  - (4) 犯罪被害者等生活資金の給付を受けようとする第1順位遺族が犯罪行為により死亡した者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
  - (5) 犯罪被害者等生活資金の給付を受けようとする第1順位遺族が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
  - (6) 犯罪行為が行われた当時犯罪行為により死亡した者と生計を一にしていた事実を認めることができる書類
  - (7) 犯罪被害者等生活資金(日常生活支援金)の給付を受けようとする場合は、第6条に掲げる各支援の支払費用を証する領収書その他の支払費用の内容を証明することができる書類
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
- 2 犯罪行為により傷害を受けた者が犯罪被害者等生活資金の給付を受けようとする場合は、犯罪被害者等生活資金(生活資金)給付申請書(第1号様式)犯罪被害者等生活資金(生活資金)給付に関する資力等申告書(第2号様式)又は犯罪被害者等生活資金(日常生活支援金)給付申請書(第3号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、書類の添付が困難であると市長が認めるときは、書類の添付を省略することができる。
- なお、当該給付を受けようとする者は、原則、事前(日常生活支援においては、当該サービスを受ける前)に京都市犯罪被害者総合相談窓口にご相談するものとする。
- (1) 傷害を受けた日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書
  - (2) 犯罪被害者等生活資金の給付を受けようとする者の住民票の写し
  - (3) 犯罪被害者等生活資金(日常生活支援金)の給付を受けようとする場合は、第6条に掲げる各支援の支払費用を証する領収書その他の支払費用の内容を証明することができる書類
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(給付の申請の期限)

第11条 前条の規定による申請は、犯罪被害の発生した日から1年を経過したときは、することができない。ただし、市長が、当該期間内に犯罪の発生を知ることができないやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(給付の決定等)

第12条 市長は、第10条の規定による申請があった場合には、速やかに、犯罪被害者等生活資金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、犯罪被害者等生活資金給付決定等通知書（第4号様式）により、その内容を申請した者に通知するものとする。

(給付の決定の取消し)

第13条 市長は、犯罪被害者等生活資金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(犯罪被害者等生活資金の返還)

第14条 前条の場合において、既に犯罪被害者等生活資金が給付されているときは、市長は、当該犯罪被害者等生活資金を返還させることができる。

(報告等)

第15条 市長は、必要に応じて犯罪被害者等生活資金の給付を受けた者から報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、くらし安全推進部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に発生した犯罪被害について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後の給付の申請について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後の給付の申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月12日から施行し、同日以後の給付の申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後の給付の申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の給付の申請について適用する。